

(資料5) カリキュラムフロー

カリキュラムフロー（保健医療学専攻）

必修科目は赤塗り、選択科目は青塗り、()内の数字は単位数

No.	ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	配当科目							
			1年		2年		3年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期		
1	保健医療の最新の動向や諸課題の理解と研究倫理や研究方法を修得している	保健医療学分野における共通的な諸課題の理解や最新の研究動向と多様な研究方法等の理解とともに研究者としての規範と責務に基づく適切な判断力を修得するための科目群を配置する	保健医療学 基盤研究(2)	保健医療学 研究方法(2)						
2	高度な研究活動を実践するための基礎となる豊かな知的学識を修得している	専門分野の研究開発における俯瞰的な視点からの考察力や主体的な問題発見や解決に必要な情報の収集・分析から解決方法の検討や選択ができる能力を修得するための科目群を配置する	保健医療学特殊研究Ⅰ(2)							
			保健医療学特殊研究Ⅱ(2)							
			保健医療学特殊研究Ⅲ(2)							
			保健医療学特殊研究Ⅳ(2)							
			保健医療学特殊研究Ⅴ(2)							
3	研究者や教育者としての自覚や意識と研究や教育の実践方法を修得している	研究者や教育者としての自覚や意識の涵養及び多様な研究活動や教育活動の場を通じて研鑽を積むことにより研究活動や教育活動の在り方や実施方法を修得するための科目群を配置する	研究開発基盤研究(2)	研究開発実践研究(2)						
			大学教育基盤研究(2)	大学教育実践研究(2)						
4	自ら研究課題を設定し研究活動が実践できる高度な研究能力を修得している	自己の研究課題の設定にはじまり研究計画の立案・調査・分析から研究の過程で得られた個々の成果の発表や意見交換等を通して高度な研究能力を修得するための科目群を配置する	保健医療学特別研究(12)							

(資料6) 北海道科学大学大学院担当教員選考規程

北海道科学大学大学院担当教員選考規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道科学大学大学院学則第43条に基づき、授業及び学位論文の作成等に関する指導を担当する専任の教授、准教授、講師及び助教（以下「大学院担当教員」という。）の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(大学院担当教員の資格)

第2条 博士課程を担当する教員は、次の各号の一つに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 修士課程を担当する教員は、次の各号の一つに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 特定の専門分野について、高度の技術・技能を有する者
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(担当の範囲)

第3条 大学院担当教員の研究指導及び授業等の担当の範囲は、原則として次のとおりとする。

- (1) 教授は、博士課程又は修士課程の研究指導及び授業を担当する。
- (2) 准教授は、博士課程の研究指導補助、授業及び実験等並びに修士課程の研究指導、授業及び実験等を担当する。
- (3) 講師は、博士課程の授業並びに修士課程の研究指導補助、授業及び実験等を担当する。
- (4) 助教は、修士課程の授業及び実験等を担当する。

(申 請)

第4条 大学院専攻長は、新たに大学院担当教員を選任する必要が生じた場合は、候補者の履歴書及び教育研究業績書を添えて、研究科長に申請しなければならない。

(資格審査)

第5条 研究科長は、候補者の申請があったとき、各研究科の運営委員会において資格審査をおこない、企画運営会議で審議するものとする。

2 資格審査は、候補者の教育研究業績及び教育研究上の指導能力を総合的に判断して、おこなうものとする。

3 資格審査基準は別に定める。

(継続資格審査)

第6条 研究科長は、大学院担当教員の継続資格審査を5年ごとにおこなうものとする。

2 継続資格審査基準は別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、企画運営会議の議を経て学長が決定する。

付 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日以前に大学院担当教員として判定されている教員にあっては、この規程に基づき審査を受けたものと見なし、平成 27 年 3 月 31 日迄の間は、第 6 条に定める継続資格審査を適用しない。
- 1 この規程の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

(資料7) 定年退職者の再任用に関する規程

- ・ 学校法人北海道科学大学定年規程
- ・ 学校法人北海道科学大学定年退職者の再任用に関する規程

学校法人北海道科学大学定年規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北海道科学大学（以下「法人」という。）就業規則第30条の規定に基づき、職員の定年に関し必要な事項を定める。

(定年)

第2条 職員の定年は次のとおりとする。

(1) 大学の教授・准教授・講師・助教 63歳

(2) 前号以外の職員 60歳

2 定年による退職の日は、定年に達した日の属する年度の末日とする。

(定年退職者の再任用)

第3条 前条に規定する定年退職者のうち、本人が引続き勤務することを希望する場合は、再任用することができる。

2 再任用に関する事項は、別に定める。

(適用除外)

第4条 この規程は、学長その他の職にある職員で理事長において法人の運営上特に必要と認められた職員には適用しない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

2 昭和51年4月1日から施行の「停年職員再雇用に関する規程」及び「職員再雇用等に関する審査基準」はこれを廃止する。

3 昭和51年4月1日から施行の「特別職員任用規程」及び「嘱託職員任用規程」はこれを廃止する。

この規程は、昭和61年10月1日から施行する。

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項中「本人が引続き勤務することを希望する場合は」とあるのを大学の教員（教授、助教授、講師）で平成19年3月31日、平成20年3月31日、平成21年3月31日及び平成22年3月31日の定年退職者は、「学園の運営上必要と認められる場合は、所属長の上申により理事長の承認を得て」と読み替えて適用する。

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 第3条第1項中「本人が引続き勤務することを希望する場合は」とあるのを大学の教員（教授、准教授、講師、助教）で平成20年3月31日、平成21年3月31日及び平成22年3月31日の定

年退職者は、「学園の運営上必要と認められる場合は、所属長の上申により理事長の承認を得て」と読み替えて適用する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成32年4月1日から施行する。

学校法人北海道科学大学定年退職者の再任用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北海道科学大学（以下「法人」という。）定年規程第3条の規定に基づき、定年退職者の再任用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「再任用」とは、法人定年規程第2条に定める定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）を超えて引続き法人に採用する制度をいう。

(身分)

第3条 再任用者の身分は、特任職員とする。

(再任用基準)

第4条 特任職員として再任用することができる者は、定年退職日を超えて引き続き勤務することを希望し、別表1の基準を満たすものとする。

2 前項の基準は、次の表の期間の区分に応じ同表に定める年齢以上の者を対象とする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

(再任用手続)

第5条 特任職員として再任用を希望する職員は、定年退職年度の8月末日までに別に定める「再任用願」を所属長を経て、理事長に提出しなければならない。

2 前項の願出を行った職員について、その申出時において前条に規定する再任用基準を満たす職員については、10月末日までに再任用の内定を通知する。ただし、当該職員について、定年退職日までの間に前条の基準を満たさないこととなった場合は、その内定を取り消すものとする。

3 定年退職日までに再任用の内定を取り消されなかった職員については、所定の手続きを経て再任用するものとする。

(任用期間)

第6条 特任職員の任用期間は、1年間（年度の途中で採用する者は当該年度末まで）とし、その都度辞令を交付する。

2 任用期間終了時において、引続き勤務を希望する者については、その任用期間を1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、その更新期間は、65歳に達した日の属する年度の末日を超えることができない。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、理事長において法人の運営上特に必要と認めたる者は、前項の年齢に達した日の属する年度の末日を超えて70歳に達した日の属する年度の末日を限度として更新することができる。

4 法人における有期の雇用契約期間を通算した期間（以下「通算雇用契約期間」という）が5年を超える契約を締結した職員から期間の定めのない雇用契約への転換の申込みがあった場合は、申込みのあった雇用契約の終了日の翌日から期間の定めのない雇用契約に転換するものとする。ただし、定年年齢70歳とし、定年年齢に達した年度の末日を定年退職日とする。なお、通算雇用契約期間の算出方法は、労働契約法第18条及びその関連法令に基づくものとする。

（職及び職務）

第7条 特任職員の職は、法人組織規程第10条に規定する職種、職名のうち、別表2のとおりとし、その職務を行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事長において法人の運営上特に必要と認めたる場合は、管理職員を配置することができるものとする。

（給与及び退職手当）

第8条 給与は、次のとおりとする。

（1）給料月額は、別表3に定める額とする。

（2）諸手当は、給与規程を準用する。ただし、調整手当、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整手当は支給しないものとする。

（3）第1号に規定する別表3については、給与規程の改正が行われた場合は、それに準じて改定を行うことができるものとする。

（4）昇給はしないものとする。

2 退職金は支給しないものとする。

（準用規定）

第9条 特任職員の服務規律、処遇に関する基準その他の就業に関する事項については、この規程に定めるほか法人就業規則を準用する。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成19年3月31日の定年退職者から適用する。

2 第6条第2項中「引続き勤務を希望する者については」とあるのを大学の教員（教授、助教授、講師）で平成19年3月31日、平成20年3月31日、平成21年3月31日及び平成22年3月31日の定年退職者については「引続き法人の運営上必要と認められる者については、所属長の上申により理事長の承認を得て」に、「65歳」とあるのを大学の教員（教授、助教授、講師）につ

いては平成23年3月31日及び平成24年3月31日の定年退職者は「64歳」、その他の職員については、平成19年3月31日の定年退職者は「63歳」、平成20年3月31日及び平成21年3月31日の定年退職者は「64歳」と読み替えて適用する。

3 前項前段の規定を適用する者は、第4条及び第5条の規定は適用しない。

4 この規程は、次の各号に掲げる者については、平成19年4月1日から適用する。ただし、第4条、第5条及び第6条第2項の規定は適用しない。

(1) 平成18年度特任職員として在職する者で、平成19年度において更新する者

(2) 法人の職員以外の者で、定年規程第2条に規定する定年を超えて採用する者

5 平成7年4月1日から施行の「特任職員の任用に関する内規」は、平成19年3月31日をもってこれを廃止する。

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 第6条第2項中「引続き勤務を希望する者については」とあるのを大学の教員（教授、准教授、講師、助教）で平成20年3月31日、平成21年3月31日及び平成22年3月31日の定年退職者については「引続き法人の運営上必要と認められる者については、所属長の上申により理事長の承認を得て」に、「65歳」とあるのを大学の教員（教授、准教授、講師、助教）については平成23年3月31日及び平成24年3月31日の定年退職者は「64歳」、その他の職員については、平成20年3月31日及び平成21年3月31日の定年退職者は「64歳」と読み替えて適用する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日において、特任職員となっている職員については、なお従前の例によるものとする。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成32年4月1日から施行する。

別表 1

再任用基準

再任用の対象者は、定年退職日において次の各号に掲げるいずれの基準をも満たすものとする。

- (1) 定年退職日に直近する日に実施された健康診断の結果により職務遂行に支障がないと認められること。(その後において健康上職務遂行に支障が生ずる疑いがあるときは、新たな健康診断の結果によること。)
- (2) 定年退職日において、再任用後の職務遂行に十分な能力を有するものであること。
- (3) 定年退職日以前における勤務実績が良好であること。
- (4) 定年退職日から起算して過去3年以内における1年毎の出勤率が9割以上であること。
- (5) 定年退職日から起算して過去10年以内に就業規則第73条に規定する制裁処分を受けたことがないこと。

別表 2

職種及び職名

所 属	職 種	職 名
科学大 短大部	教育職	教授、准教授、講師、助教、助手
	教育系技術職	技師
高校	教育職	教諭
	教育系技術職	技師
各校共通	事務職	主事
	事務系技術職	技師

別表 3

給料月額

所 属	職 名	給料月額
科学大	教授	541,700円
	准教授	375,000円
	講師	333,400円
	助教	316,700円
	助手	291,700円
	技師(教育系)	291,700円
短大部	教授	417,000円
	准教授	350,000円
	講師	333,400円
	助教	316,700円
	助手	291,700円
	技師(教育系)	291,700円
高校	教諭	375,000円
	技師(教育系)	291,700円
各校共通	主事	291,700円
	技師(事務系)	291,700円

※表に記載された以外の職名についてはその都度決定

(資料8) 北海道科学大学大学院
工学研究科・保健医療学研究科履修規程

北海道科学大学大学院工学研究科・保健医療学研究科履修規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海道科学大学大学院工学研究科・保健医療学研究科の授業科目、履修方法等に関し、北海道科学大学（以下「本学」という。）大学院学則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(授業科目及び単位数等)

第2条 授業科目及び単位数等は、本学大学院学則の別表2のとおりとし、学生は指導教員の指導

に基づき履修する授業科目を決める。

2 前項の指導教員は、本学大学院担当教員から各専攻において定める。なお、複数の指導教員による指導を行う場合がある。

(単位の計算方法)

第3条 各授業科目の単位の計算方法については、本学大学院学則第27条の規定を準用する。

(履修方法等)

第4条 学生は当該年度始めに履修する授業科目を決め、指定の期日までに、電子登録により、もしくは教務課への履修届票の提出により登録しなければならない。

2 前項により、履修登録をするものは、あらかじめ指導教員の指導と承認を経て登録する。

第5条 本学大学院学則第23条第2項により、他の専攻もしくは学部の授業科目を履修する者は、指定の期日までに教務課へ配当科目外履修願を提出しなければならない。

2 前項により、配当科目外履修願を提出する者は、あらかじめ指導教員の指導と承認を経て提出する。

(評価手段)

第6条 各授業科目の成績評価は、科目類に応じ適切な評価手段を用いる。

(単位の授与)

第7条 授業科目を履修した学生に対し、前条の手段により科目担当教員が判定し単位を授与する。

(成績の評価)

第8条 授業科目の成績評価は、優（A）、良（B）、可（C）、不可（D）に分け、優（A）、良（B）、可（C）を合格とし、不可（D）を不合格とする。

(課程の修了に必要な修得単位数)

第9条 課程の修了に必要な修得単位数は、次の付帯条件を含め本学大学院学則第31条の定めによる。

研究科	専攻 (修士課程)	付帯条件
工学 研究科	機械工学専攻	指導教員の指導により、機械工学特別演習（2単位）、機械工学特論ゼミナール（8単位）を含め30単位以上を修得すること。
	電気電子工学専攻	指導教員の指導により、電気電子工学特別実験（4単位）、電気電子工学特論ゼミナール（8単位）を含め30単位以上を修得すること。
	情報工学専攻	指導教員の指導により、情報工学特別実験（4単位）、情報工学特論ゼミナール（8単位）を含め30単位以上を修得すること。
	都市環境学専攻	指導教員の指導により、都市環境学特別演習（6単位）、都市環境学特論ゼミナール（8単位）を含め30単位以上を修得すること。
保健 医療学 研究科	看護学専攻	指導教員の指導により、共通科目の必修6単位、看護共通科目の必修4単位、指導教員が担当する専門科目の4単位と看護学演習の必修2単位及び研究科目の必修10単位を含む30単位以上修得すること。
	リハビリテーション科学専攻	指導教員の指導により、共通科目の必修6単位、領域共通科目の必修4単位、研究科目の8単位を含む30単位以上修得すること。
	医療技術学専攻	指導教員の指導により、共通科目の必修6単位、研究科目の8単位を含む30単位以上修得すること。

研究科	専攻 (博士後期課程)	付帯条件
工学 研究科	工学専攻	共通科目の必修6単位、専修科目から4単位以上選択必修のうち、工学特別研究12単位を含む22単位以上を修得するとともに、博士論文を提出し、論文審査、論文公開説明会及び口頭試問による修了試験に合格すること。
保健 医療学 研究科	保健医療学専攻	共通科目4単位及び研究科目12単位の必修科目16単位の他、指導教員の指導により、専修科目から自己の研究課題に即した分野の「特殊研究」2単位、展開科目から修了後の進路に応じた「研究開発」又は「大学教育」を選択し同系統の2科目4単位を含む合計24単位以上を修得するとともに、所定の研究指導を受け博士論文を提出し、学位論文の審査及び筆記又は口述による最終試験に合格すること。

- 2 学部の授業科目を履修し授与された単位は、前項の単位数には含まない。
(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

付 則

- 1 この規程は、平成 2 年 7 月 30 日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、博士後期課程及び平成 15 年度以前の修士課程入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項は、博士後期課程及び平成 28 年度以前の修士課程入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項は、平成 29 年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項は、平成 30 年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

(資料9) 北海道科学大学大学院における
長期履修に関する取扱要領

北海道科学大学大学院長期履修に関する取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、北海道科学大学（以下「本学」という。）大学院学則第4条第5項及び第6項の規定に基づき、長期履修に関する必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 本学大学院において、長期履修を申請することができる者は、修士課程、博士後期課程及び博士課程社会人入試を経て入学する者のうち、有職者とする。ただし、薬学研究科博士課程については社会人特別選抜を経て入学する者とする。

(長期履修期間)

第3条 長期履修学生として、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認めることのできる期間（以下「長期履修期間」という。）は、2年以内とする。

2 長期履修期間は、1年単位とする。

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 長期履修申請書

(2) 有職者にあつては在職が確認できる書類（様式任意）

(3) その他本学大学院が必要とする書類

(変更手続)

第5条 長期履修期間の延長は、認めないものとする。ただし、薬学研究科博士課程については、長期履修期間の短縮又は延長を1回に限り認めることがある。

2 長期履修期間を変更しようとするときは、認められた修了予定年度の前々年度の所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、長期履修期間の短縮において標準修業年限までの短縮は認めないものとする。なお、薬学研究科博士課程については、3年次の所定の期日に、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 長期履修期間変更願

(2) その他本学大学院が必要とする書類

(許 可)

第6条 長期履修学生の許可及び履修期間の変更は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(休 学)

第7条 長期履修学生は、本学大学院学則第17条の規定にかかわらず、長期履修申請書に記載されている理由と同一の理由により、休学することはできない。

(授 業 料)

第8条 長期履修学生の授業料は、標準修業年限に納める授業料の総額を認められた履修期間で除した額とし、納める金額は別表に定める。

2 第5条の規定により長期履修期間の変更を許可された者のその後の授業料は、標準修業年限に納める授業料の総額から既に納めた金額を差し引いた残額を、変更後の長期履修期間から既に経過した期間を除いた年数で除した額を各年度の所定の期日までに納めなければならない。

(運用規定等)

第9条 この要領に定めるもののほか、長期履修の取扱いに関する必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

(要領の改廃)

第10条 この要領の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

付 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成32年4月1日から施行する。

別表 授業料

○工学研究科 修士課程

区分	授業料(年額)				修了までの 授業料総額
標準修業年限2年	1年目		2年目		1,520,000円
	760,000円		760,000円		
長期履修期間3年の場合	1年目	2年目	3年目		
	507,000円	507,000円	506,000円		
長期履修期間4年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目	
	380,000円	380,000円	380,000円	380,000円	
長期履修期間4→3年へ短縮 (2年次の所定期日までに申請)	1年目	2年目	3年目		
	380,000円	380,000円	760,000円		

○工学研究科 博士後期課程

区分	授業料(年額)					修了までの 授業料総額
標準修業年限3年	1年目		2年目	3年目		2,280,000円
	760,000円		760,000円	760,000円		
長期履修期間4年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目		
	570,000円	570,000円	570,000円	570,000円		
長期履修期間5年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
	456,000円	456,000円	456,000円	456,000円	456,000円	
長期履修期間5→4年へ短縮 (3年次の所定期日までに申請)	1年目	2年目	3年目	4年目		
	456,000円	456,000円	456,000円	912,000円		

○薬学研究科 博士課程

区分	授業料(年額)						修了までの 授業料総額
標準修業年限4年	1年目		2年目	3年目	4年目		3,360,000円
	840,000円		840,000円	840,000円	840,000円		
長期履修期間5年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
	672,000円	672,000円	672,000円	672,000円	672,000円		
長期履修期間5→6年へ延長 (3年次の所定期日までに申請)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
	672,000円	672,000円	672,000円	448,000円	448,000円	448,000円	
長期履修期間6年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
	560,000円	560,000円	560,000円	560,000円	560,000円	560,000円	
長期履修期間6→5年へ短縮 (3年次の所定期日までに申請)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
	560,000円	560,000円	560,000円	840,000円	840,000円		

○保健医療学研究科 修士課程

区分	授業料(年額)				修了までの 授業料総額
標準修業年限2年	1年目		2年目		1,600,000円
	800,000円		800,000円		
長期履修期間3年の場合	1年目	2年目	3年目		
	534,000円	534,000円	532,000円		
長期履修期間4年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目	
	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円	
長期履修4→3年へ短縮 (2年次の所定期日までに申請)	1年目	2年目	3年目		
	400,000円	400,000円	800,000円		

○保健医療学研究科 博士後期課程

区分	授業料(年額)					修了までの 授業料総額
標準修業年限3年	1年目		2年目	3年目		2,400,000円
	800,000円		800,000円	800,000円		
長期履修期間4年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目		
	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円		
長期履修期間5年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
	480,000円	480,000円	480,000円	480,000円	480,000円	
長期履修期間5→4年へ短縮 (3年次の所定期日までに申請)	1年目	2年目	3年目	4年目		
	480,000円	480,000円	480,000円	960,000円		

1 授業料(年額)は4月、9月の2回に分けて納めることができる。

(資料10) 履 修 モ デ ル

履修モデル(保健医療学専攻)

●研究者の養成

豊かな知的学識と研究倫理や研究手法に関する研究能力を有して、保健医療分野における研究課題の設定や研究活動の実施など高度な研究開発の企画運営を実践することができる人材を養成する。

修了後の進路としては、医療法人等が設置する研究所や研究機関及び民間企業の研究部門等において、研究開発や技術開発を担う研究職として活躍することが想定される。

学年 科目区分	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	合計 単位数
共通科目	保健医療学基盤研究 (必2)	保健医療学研究方法 (必2)					6
	保健医療学研究倫理 (選2)						
専修科目	保健医療学特殊研究Ⅱ(選2)*1						2
展開科目	研究開発基盤研究 (選2)						4
		研究開発実践研究(選2)					
研究科目	保健医療学特別研究(必12)						12
合計単位数	10		2		12		24

※授業科目名に付されているカッコは、必修・選択の区分と単位数

*1専修科目で「保健医療学特殊研究Ⅱ」を選択した場合の履修モデル(指導教員の担当により異なる)

●大学教員の養成

研究者の養成と同様の要素に加えて、授業運営や教育方法等の指導力を有して、大学教育の専門分野における基礎教育の充実に向けた授業設計や学生指導を実践することができる人材を養成する。

修了後の進路としては、国立大学、公立大学、私立大学などの高等教育機関において、専門分野の教育・研究に関する職務を担う教育職として活躍することが想定される。

学年 科目区分	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	合計 単位数
共通科目	保健医療学基盤研究 (必2)	保健医療学研究方法 (必2)					6
	保健医療学研究倫理 (選2)						
専修科目	保健医療学特殊研究Ⅳ(選2)*2						2
展開科目	大学教育基盤研究 (選2)						4
		大学教育実践研究(選2)					
研究科目	保健医療学特別研究(必12)						12
合計単位数	10		2		12		24

※授業科目名に付されているカッコは、必修・選択の区分と単位数

*2専修科目で「保健医療学特殊研究Ⅳ」を選択した場合の履修モデル(指導教員の担当により異なる)

(資料11) 研究指導及び修了までのスケジュール表

研究指導及び修了までのスケジュール表（保健医療学専攻）

年次	学期	履修指導	履修科目					研究指導	到達目標 (進捗の目安)				
			共通科目	専修科目						展開科目	研究科目		
1年次	前	ガイダンス	保健医療学基盤研究	保健医療学研究倫理	保健医療学特殊研究 I	保健医療学特殊研究 II	保健医療学特殊研究 III	保健医療学特殊研究 IV	保健医療学特殊研究 V	研究開発基盤研究	大学教育基盤研究	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文研究計画概要提出 4月指導教員の確定 スケジュールの把握 研究計画書提出 研究計画概要報告 	<ul style="list-style-type: none"> 研究倫理、保健医療学および関連分野の基盤的知識などの素養獲得 研究の意義の確認
	後		保健医療学研究方法							研究開発実践研究	大学教育実践研究	<ul style="list-style-type: none"> 研究テーマの立案、研究計画確定 研究計画報告会 倫理審査申請(必要に応じて) 	<ul style="list-style-type: none"> 研究方法の実際的な手法の獲得 研究の新規性の確認 研究倫理申請の手順、方法の獲得
2年次	前	履修計画変更										<ul style="list-style-type: none"> 進捗状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 研究の実践
	後											<ul style="list-style-type: none"> 進捗状況の確認 中間発表会 研究計画の修正 	<ul style="list-style-type: none"> 研究の実践(継続) 研究の実践で得られた結果の集約、考察 論文構想着手
3年次	前											<ul style="list-style-type: none"> 進捗状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 論文作成着手
	後											<ul style="list-style-type: none"> 博士論文作成、提出 1月審査委員の選任 学位論文発表会 学位論文審査 最終試験(筆記又は口述) 	<ul style="list-style-type: none"> 博士論文の完成 学位論文発表、審査対応、最終試験の対応

※背景色の灰色は、必修科目

(資料12) 北海道科学大学倫理委員会規程

北海道科学大学倫理委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道科学大学教員組織規程第21条に基づき、北海道科学大学及び北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）の教授、准教授、講師、助教、助手、非常勤教員、及び学生が行う人を対象とする医学系研究、文献研究、アンケート・面接調査研究等に関する倫理的事項を審議する倫理委員会（以下、「倫理委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審 議)

第2条 倫理委員会は、前条の目的に基づき研究の実施の適否について、「ヘルシンキ宣言」（1964年世界医師会で採択、その後の修正を含む）並びに「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号、平成29年2月28日一部改正）」の趣旨に沿い審議するものとする。ただし、文献研究、アンケート・面接調査研究等については倫理指針等を参考に審議するものとする。

この規程の適用を受ける医学系研究の範囲については、指針に定めるところによる。

(設 置)

第3条 倫理委員会に薬学倫理委員会及び保健医療学倫理委員会を置く（以下、「委員会」という。）。

(組 織)

第4条 倫理委員会の構成は、統括委員長、統括副委員長とし、委員会の委員長を兼務する。委員会はそれぞれ、次に掲げる男女両性で構成し、委員総数は5名以上とする。ただし、学長が必要と認めた場合は、臨時の委員を加えることができる。委員のアからウまでに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。また、本学に所属しない者が複数含まれていることとする。

(1) 委員長 学長が指名する者

(2) 委員

- ア 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
- イ 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者
- ウ 一般の立場から意見を述べることのできる者
- エ 学長が指名する者

(任 期)

第5条 前条に掲げる者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(任 務)

第6条 統括委員長、統括副委員長は倫理委員会及び委員会を統括する。

2 委員会は、第2条に基づき、この規程の対象となる事項について、定められた手続きを経た申請に対して、倫理的・社会的観点から審査するとともに、実施中の研究に対して必要に応じて調査を行い、この規程に反する事態が生じた場合には、学長に対して当該研究の変更・中止及び発表の禁止、その他研究などに関して必要な意見を述べることができる。

(会 議)

第7条 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長事故あるいは自己の申請に関わる場合があるときは、あらかじめ指名された委員が議長の職務を代行する。

- 3 委員長は、必要と認めた場合は、第4条に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員長及び委員（以下「委員等」という。）は、自己の申請に係わる審査に加わることはできない。
- 5 委員会は、委員等総数の過半数かつ5名以上の出席をもって成立する。その際には、自然科学分野だけではなく、人文・社会科学分野の有識者または一般の立場を代表する委員が1名以上出席していなければならない。
- 6 委員会は、必要に応じて申請者及び関係者に出席を求め、申請内容等に関する説明及び意見の聴取を行うことができる。
- 7 委員会の運営に関する事項については、出席者の3分の2をもって決する。
- 8 審査の判定は、出席委員全員の一致あるいは大多数の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示を行う。
 - (1) 非該当
 - (2) 承認
 - (3) 条件付承認
 - (4) 変更の勧告
 - (5) 不承認
- 9 庶務は審査経過を記録として保存し、審査の概要を公表する。また、委員会が特に必要と認めた場合には、申請者及び個人の同意を得て審査経過及び結論の内容を公表することができる。
- 10 委員長は以下に掲げるいずれかの要件に該当する軽微な事項の審査については、迅速審査とすることができ、その場合には委員長が指名する委員により審査を行う。委員長は迅速審査の結果については、全ての委員に報告しなければならない。
 - (1) 共同研究であって、いずれかの研究機関において研究の全般について倫理審査委員会等の審査を既に受け、承認を得ているもの
 - (2) 研究計画書の軽微な変更
 - (3) 侵襲及び介入を伴わない研究
 - (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって、介入を伴わないもの

第8条 委員会は有害事象発生に伴う報告に対し、学長の諮問に応じて必要な調査を行い、研究の中止又は継続について学長に意見を伝えるものとする。

(申請手続き及び判定の通知)

第9条 審査を受けようとする研究責任者は本学職員を基本とし、倫理審査申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、学長に申請しなければならない。

- 2 学長は、申請書を受理したときは、委員会に審査を付託するものとする。
- 3 委員長は、審査結果について、倫理委員会審査結果通知書（様式第2号）により、学長に通知するものとする。
- 4 学長は委員会の審査結果を参考に、研究実施の許可あるいは不許可を決定し、研究責任者に倫理申請研究判定通知書（様式第3号）を交付するものとする。
- 5 学長は他の研究機関と共同して実施する研究に係る研究計画書について、一つの倫理審査委員会等による一括した審査を求めることができる。また、他の研究機関の倫理審査委員会等に審査を依頼することができる。

(異議の申立)

第10条 研究責任者は、倫理申請研究判定通知書の判定について異議があるときは、異議申立書（様

式第4号)により、学長に対し再申請することができる。この場合、異議申立書に異議の根拠となる資料を添付するものとする。

2 学長は、前項の再申請があった場合には、委員会に再審査を付託するものとする。

3 委員長は、委員会としての意見をまとめ、再審査後、倫理委員会審査結果通知書により学長に答申するものとする。

4 学長は、前項の答申があった場合は、改めて研究実施の許可あるいは不許可を決定し、研究責任者に倫理申請研究判定通知書を交付するものとする。

(終了等の報告)

第11条 研究責任者は、実施している研究を終了、又は中止したときは、学長にその旨及び結果の概要を承認研究最終報告書(様式第5号)により報告しなければならない。提出された報告書は、委員長が確認の後、委員会に概略を報告する。

(研究計画の変更)

第12条 研究責任者は、研究計画等を変更するときは、研究計画変更申請書(様式第6号)を学長に提出し、委員会にて再審査するものとする。

(事故の対処及び報告)

第13条 研究実施に伴う有害事象などの事故が発生した場合には、研究者、研究責任者、学長及び副学長、研究推進・地域連携センター長あるいは短期大学部長、関係部局、委員会には有害事象対応手順書をもとに対処し、研究責任者は事故報告書(様式第7号)を学長に提出するものとする。

(保管状況等の報告)

第14条 研究責任者は、研究開始後の中間時点で採取・保有する試料・情報等の保管状況を定期報告書(様式第8号)により学長に報告しなければならない。さらに、廃棄するときにも同様とする。

(個人情報)

第15条 委員会は研究者等が保有する個人情報に関して公開する必要があるとき及び個人情報が守られない事態が発生した場合には、個人情報保護管理手順書に従って対処する。

(教育・研修)

第16条 学長、委員、研究責任者、研究者、庶務担当者は、倫理指針ガイドライン、研修会資料、ICR臨床研究入門等で適宜教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けるものとする。

(守秘義務)

第17条 委員等は、委員会において知り得た個人に関する情報を、法令又は裁判所の命令等正当な理由なしに漏らしてはならない。委員等を退いた後といえども同様とする。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、教育研究推進課がこれにあたる。

2 会議の議事録は、委員長の指名する者が作成し、議長が確認後、教育研究推進課長が保管する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

付 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成32年4月1日から施行する。

(資料13) 北海道科学大学学位規程

北海道科学大学学位規程

(目 的)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、北海道科学大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、北海道科学大学学則(以下「本学学則」という。)及び北海道科学大学大学院学則(以下「本学大学院学則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位を授与するにあたっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学部学科、研究科専攻ごとに次のとおりとする。

(1) 学士の学位

工学部	機械工学科	工学
	情報工学科	工学
	電気電子工学科	工学
	建築学科	工学
	都市環境学科	工学
薬学部	薬学科	薬学
保健医療学部	看護学科	看護学
	理学療法学科	理学療法学
	義肢装具学科	義肢装具学
	臨床工学科	臨床工学
	診療放射線学科	放射線技術学
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	工学
	人間社会学科	工学

(2) 修士の学位

工学研究科	機械工学専攻	工学
	電気電子工学専攻	工学
	情報工学専攻	工学
	建築学専攻	工学
	都市環境学専攻	工学
保健医療学研究科	看護学専攻	看護学
	リハビリテーション科学専攻	リハビリテーション科学
	医療技術学専攻	医療技術学

(3) 博士の学位

工学研究科	工学専攻	工学
薬学研究科	臨床薬学専攻	薬学
保健医療学研究科	保健医療学専攻	保健医療学

(学位授与の要件)

第3条 本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対して学士の学位を授与する。

2 本学大学院学則の定めるところにより、所定の課程を修了した者に対して修士又は博士の学位を授与する。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院研究科に博士の学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し授与することができる。

(学位授与の申請)

第4条 前条第2項から第3項の規定により、学位授与の申請をする者は、別に定める学位申請書に学位論文、付属書類及び学位審査料を添えて学長に提出しなければならない。ただし、薬学研究科の博士の学位申請においては、学位論文発表後に研究科委員会が認めた者が学位論文を提出することができる。

2 前項により、学位授与の申請をする者は、学位論文の題目についてあらかじめ指導教員の承認を得なければならない。

3 学位審査料は別に定める。

(学位論文の受理及び審査の付託)

第5条 前条第1項の規程により学位授与の申請があったとき、学長は提出された学位論文受理の可否並びに、その審査を研究科委員会に付託する。

(審査委員の選任)

第6条 前条により、審査を付託された学位論文のうち、第3条第2項に該当するものについて、研究科委員会は、当該研究科の教員のうちから、審査委員として主査1名及び副査2名以上を選定するものとする。ただし、審査のため必要と認めるときは、副査に他研究科及び他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

2 前条により、審査を付託された学位論文のうち、第3条第3項に該当するものについて、研究科委員会は、当該研究科の教員のうちから、審査委員として主査1名及び副査2名以上を選定するものとし、主査には教授をあてるものとする。ただし、審査のため必要と認めるときは、副査に他研究科及び他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

(審査期間)

第7条 第3条第2項に該当する者の学位論文の審査及び最終試験は、申請者の在学中に終了するものとする。

2 第3条第3項に該当する者の学位論文の審査及び学力確認は、学位論文を受理した日から6月以内に終了するものとする。ただし、特別な理由がある場合には、研究科委員会の議を経てその期間を6月に限り延長することができる。

(学位論文発表会)

第8条 第3条第2項又は第3項により、学位論文を提出した者に、当該専攻は、学位論文発表会を開催し申請者にその論文内容の報告を求める。ただし、臨床薬学専攻においては学位論文発表後に研究科委員会が申請を認めた者に論文内容の報告を求める。学位論文発表会の開催時期については別に定める。

(学位論文審査及び最終試験等)

第9条 審査委員は、当該学位論文の審査等を行うものとする。学位論文審査及び最終試験等については別に定める。

2 修士論文の審査には、本学大学院学則の定めるところにより、当該専攻が必要と認めるときは、修士設計など特定の課題についての研究成果の審査をもって論文審査に代えることができる。

3 第3条第2項に該当する者の最終試験については、学位論文を中心とした関連科目について筆記又は口述により実施するものとする。

4 第3条第3項に該当する者の試験及び学力確認については、学位論文を中心とした学術について筆記又は口述により実施するものとし、本学大学院の博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学力があることを認定するために行うものとする。

(審査委員の報告)

第10条 審査委員は、学位論文の審査、最終試験又は試験及び学力の確認が終了したときは、その結果を所定の書式により、指定された期日までに研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第11条 研究科委員会は、審査委員の報告に基づき、学位授与について審議する。

(学位記の授与)

第12条 学長は、前条の審議結果に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、不合格者にはその旨を通知する。

2 第3条第1項により、本学を卒業した者に学位記を授与する。

3 前項の学位記は卒業証書を兼ねる。

(学位の使用)

第13条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、北海道科学大学と付記する。

(学位授与の報告)

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内にその学位論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項による公表は、インターネットの利用により行う。

(学位授与の取消)

第17条 学士の学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

第18条 修士及び博士の学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、又は不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(学位論文の保存)

第19条 修士及び博士の学位論文審査を終了した学位論文は、製本のうえ、本学図書館に保存する。

(記録の保存)

第20条 本学は、修士及び博士の学位授与に関する審査及び学位論文題目、その他必要な事項を記録した学位授与原簿を作成し保存する。

(学位記及び書類の様式等)

第21条 学位論文の申請及び学位記等に関する様式については、別に定める。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、教授会又は研究科委員会の議を経て学長が決定する。

付 則

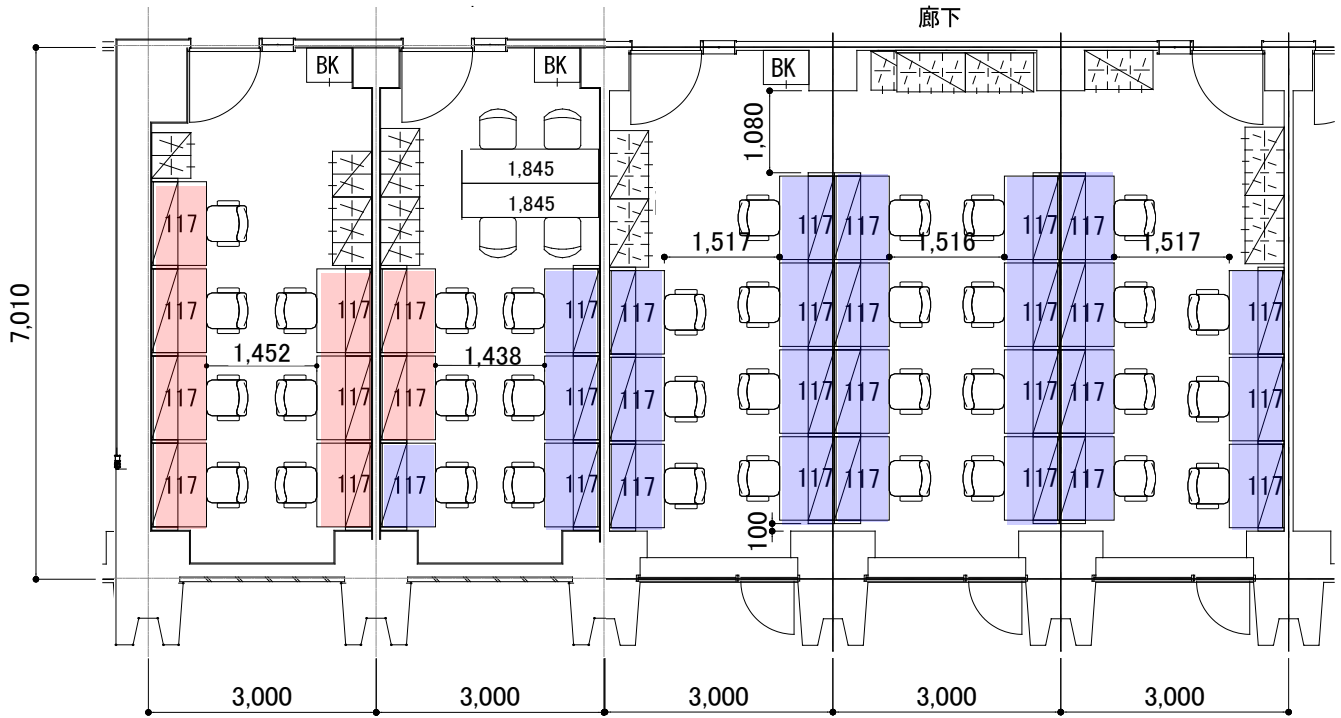
- 1 この規程は、平成2年7月30日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。ただし、博士後期課程及び平成15年度以前の修士課程入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく様式第1号は、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項(1)及び第19条に基づく様式第1号は、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項(1)は、平成25年度以前の入学生については、なお従前の例による。また、第15条及び第16条は、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条は、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項(2)は、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成32年4月1日から施行する。

(資料14) 大学院学生研究室及び専用講義室

大学院学生研究室及び専用講義室

■大学院学生研究室(自習室)

C406室(7人部屋) C407室(6人部屋) C408室(22人部屋)

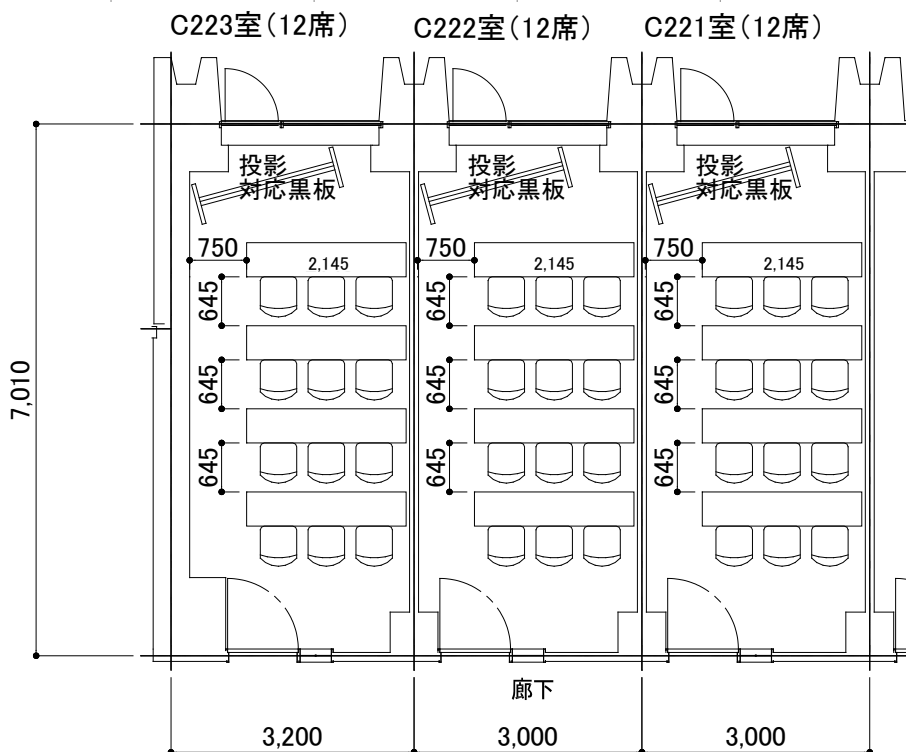
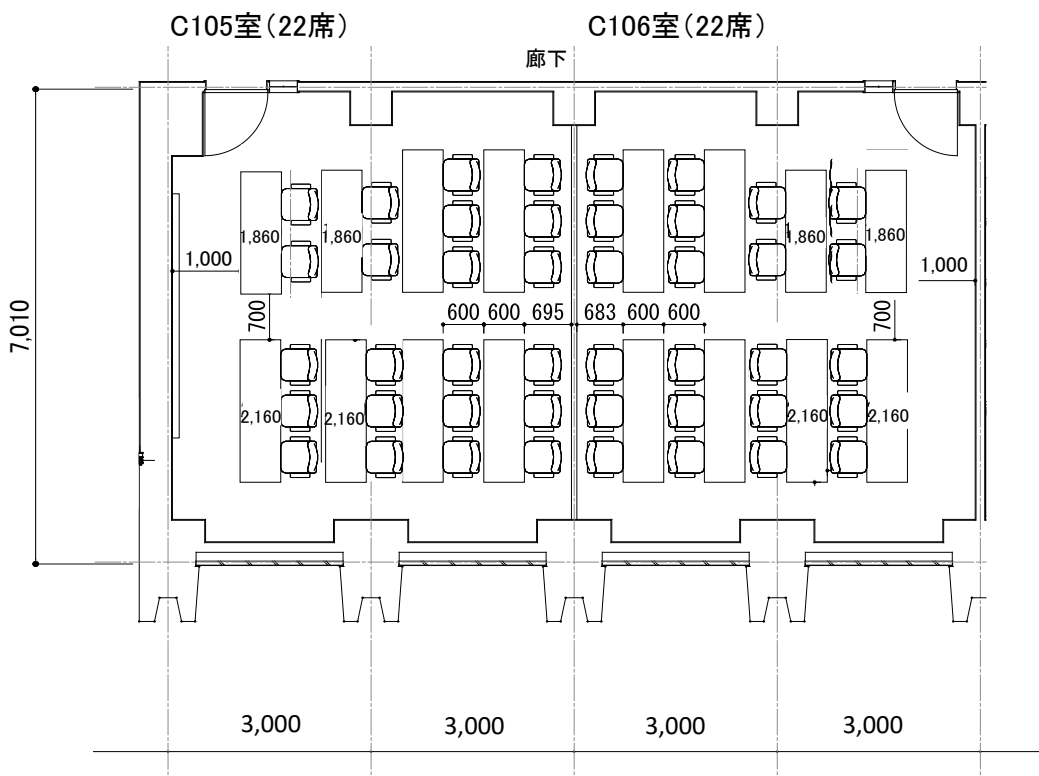


修士課程 26人
 博士課程 9人

縮尺 1/100

保健医療学部棟	4階	大学院学生研究室 C406室	22.43㎡
保健医療学部棟	4階	大学院学生研究室 C407室	21.03㎡
保健医療学部棟	4階	大学院学生研究室 C408室	63.09㎡

■大学院講義室



縮尺 1/100

保健医療学部棟	1階	大学院講義室 C105室	43.46㎡
保健医療学部棟	1階	大学院講義室 C106室	42.06㎡
保健医療学部棟	2階	専用講義室 C221室	21.03㎡
保健医療学部棟	2階	専用講義室 C222室	21.03㎡
保健医療学部棟	2階	専用講義室 C223室	22.43㎡